

# 東京都第3期介護給付適正化計画（平成27年度～29年度）について

◎ **介護給付適正化計画**（平成26年8月29日老介発0829第1号・厚生労働省老健局介護保険計画課長名通知）

⇒ 都道府県と保険者が一体となって、介護給付適正化の戦略的な取組を推進するため、都道府県としての考え方や目標等を定めるもの。

## 計画の概要

計画期間：平成27年度から平成29年度（6期介護保険事業計画と一致）

### 1 基本的な考え方

介護給付適正化の基本は、介護サービスを必要とする人（以下「受給者」という。）を適正に認定した上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すこと。

※「適正化」が指すもの

利用者の自立支援に役立つサービスを、健全な財政の下、過不足なく提供することにより、介護保険制度の持続可能性を高め、もって利用者保護（利用者の人権の尊重）の推進に資すること

### 2 これまでの実施状況

- 第1期適正化計画（平成19年度～22年度）、第2期適正化計画（23年度～26年度）  
⇒ 第2期適正化計画における主要5事業についての全体の評価・個別事業の評価を実施

### 3 第3期計画の推進

### 4 保険者機能強化の推進（都・国保連・財団が一体となった保険者支援）

#### ◎ 東京都による保険者支援の取組

【重点支援①】要介護認定の適正化 【重点支援②】ケアプランの点検

#### ◎ 東京都国保連合会による保険者支援の取組

- 介護給付適正化に資する情報提供と各種支援
  - ・介護給付適正化システム等の活用方法に係る研修の実施
  - ・介護情報WEBシステムの活用方法周知、ニーズに合った改修 等

#### ◎ 東京都福祉保健財団による保険者支援の取組

- 指定市町村事務受託法人事業や福祉情報提供事業等による支援
  - ・保険者が実施する指導検査への支援を推進
  - ・財団のノウハウを活用し、福祉用具貸与や住宅改修に係る講習会等を実施 等

保険者に標準的に期待する目標の設定（①～③）

事業の検証・評価等 適切な進捗管理と支援

#### 要介護認定の適正化

- ◆事業実施の基本的考え方  
**全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される（要介護認定の平準化）**
- ◆標準的に期待する目標（例）①
  - 取組目標
    - ・調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握、要因について分析
    - ・調査項目の選択状況のばらつきの改善
    - ・合議体間の格差の改善
  - 実施内容・方法
    - ・業務分析データで合議体ごとの特徴、他と比較した特徴を把握
    - ・認定調査結果の点検作業、調査員への問い合わせ等から、要因について分析
    - ・ばらつきのある調査項目に重点を置いた調査員研修を実施
    - ・模擬審査会を通じ、審査判定手順の確認や審査会委員間の考え方を情報共有

#### ケアプラン点検

- ◆事業実施の基本的考え方  
**保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する**
- ◆標準的に期待する目標（例）②
  - 取組目標
    - ・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を活用したケアプラン点検を実施
    - ・ケアプラン点検の効果を検証し点検方法を改善
  - 実施内容・方法
    - ・介護支援専門員に対して、ガイドラインを活用したケアプラン点検についての説明会を開催
    - ・都から専門的な助言を行う人材の派遣を受ける
    - ・点検によるケアマネジメントの質の向上及び費用の効率化について、保険者と主任介護支援専門員でより効果の高い点検方法について検討し、それに基づく点検を実施

#### 縦覧点検・医療情報との突合

- ◆事業実施の基本的考え方  
**報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す**
- ◆標準的に期待する目標（例）③
  - 取組目標
    - ・国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目について点検を実施
    - ・点検の効率性を高め、点検実施件数を増やす
  - 実施内容・方法
    - ・縦覧点検・医療情報との突合で未実施の項目を把握し、処理方法について検討
    - ・点検ノウハウを蓄積する方策について検討

#### 住宅改修等の点検

- ◆事業実施の基本的考え方  
**受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修などを排除し、適切な住宅改修などの給付がなされる**
- ◆事業実施の基本的考え方  
**介護給付費通知**
- ◆事業実施の基本的考え方  
**受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する**

#### 給付実績の活用

- ◆事業実施の基本的考え方  
**給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る**